

# 鳥取県公報

## 目次

- ◆告示 昭和二十七年十二月臨時県会において議決された追加更正予算等  
未墾地等の買収予定等の公示
- ◆公告 鳥取県公務員採用資格試験公告

## 告示

### ◆鳥取県告示第十二号

昭和二十七年十二月二十六日臨時県会の議決を経た昭和二十七年年度鳥取県歳入歳出追加更正予算、昭和二十七年年度特別会計無畜農家解消事業歳入歳出追加予算、全印

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

刷事業費歳入歳出追加予算、全県立中央病院事業費歳出追加更正予算、全発電事業費歳出更正予算並びに第二次追加分昭和二十七年年度鳥取県歳入歳出追加更正予算及び全昭和二十七年年度特別会計県立中央病院事業費歳出更正予算は次のとおりである。

昭和二十八年一月十三日  
鳥取県知事 西尾愛治

### 昭和27年度鳥取県歳入歳出追加更正予算

款項	科	目	歳入	追加予算額
2	地方財政	平衡交付金		170,586,900
		交付金		170,536,200
3	公企業	及び財産収入		118,723
		財産収入		118,723
5	使用料及び手数料	使用料及び手数料		3,705,010
		使用料		2,259,775



13	選挙管理委員会費	41,447	歳出合計	15,673
3	諸地方振興費	588,440	昭和27年度特別会計印刷事業費歳入歳出追加予算	
6	地外合費	31,393	歳入	
	歳出合計	557,047	追加予算額	
	昭和27年度特別会計無畜農家解消事業費歳入歳出追加予算	184,934,297	歳入合計	211,597
			追加予算額	211,597
2	雑収入	15,673	歳入合計	211,597
1	物品売込代金	15,673	追加予算額	211,597
	歳入合計	15,673	追加予算額	211,597
1	事業費	15,673	昭和27年度特別会計県立中央病院事業費歳出追加更正予算	
	追加予算額	15,673	追加更正予算	
		15,673	歳出	

1	県立病院費	0	追加予算額	14,606,030
1	病院施設費	0		311,291
2	給食実費	0		311,291
	歳出合計	0		370,500
	昭和27年度特別会計発電事業費歳出更正予算			
	歳出			14,453,553
				13,453,553
				1,000,000
				9,637,549
				9,637,549
				16,395
				150,000
				386,305
				219,910
				26,847,145
				26,347,145
				49,934,545

款	項	歳科	目	追加予算額	5	教育委員	費	追加予算額
1	1	議 会	議 費	2,998,580	1	教 育 委 員 會 費	516,400	
2	1	県 庁	費	2,998,580	3	小 学 校 費	7,175,344	
				755,700	4	中 学 校 費	4,761,135	
				387,650	5	高 等 学 校 費	1,968,991	
				65,700	6	定 時 制 高 等 学 校 費	792,569	
				100,700	7	通 信 教 育 費	27,993	
				66,850	8	旨 乙 乙 学 校 費	164,520	
				74,500	9	図 書 館 費	91,000	
				45,000	10	科 学 馆 費	168,000	
				45,000	16	教 育 施 設 費	3,311,100	
				12,396,592	18	恩 給 費	2,500,000	
				11,250,000	20	鳥 取 図 书 馆 復 旧 事 業 費	91,000	
				150,000	1	社 会 及 び 勞 働 仍 施 設 費	7,704,321	
				688,592	4	生 活 保 护 社 費	309,846	
				308,000	5	兒 童 福 祉 費	5,218,550	
						世 話 費	150,000	

7	8	勞 働 業 安 定 費	30,000	9	財 產 管 理 費	5,200,000	
			1,975,925	1	財 產 管 理 費	5,200,000	
			0	11	選 挙 管 理 委 員 會 費	15,000	
			0	1	選 挙 管 理 委 員 會 費	15,000	
			0	13	諸 支 出 金	620,000	
			0	4	県 政 企 画 調 査 費	520,000	
			0	8	雜 支 出 計	100,000	
			813,200			46,934,545	
			1,275,000				
			2,371,500				
			9,336,203				
			1,546,423				
			1,020,000				
			605,000				
			0				
			476,480				
			2,855,000				
			0				

昭和27年度特別会計県立中央病院事業費歳出更正予算

款	項	科	目	追加予算額
1	5	災 害 復 旧 計	費	0
		院 費	費	0
		合 計	費	0

鳥取県告示第十三号

左記の土地等は国が買収する予定であるから、農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第四十八条第一項の規定により公示する。

なお昭和二十八年四月十二日まで前記土地の形質を變更してはならぬ。

昭和二十八年一月十三日

鳥取県知事 西尾愛治

一所在

鳥取県高郡湖山村字産水西方

二土地の利用予定の概要

農地とす(附帯地) 計 入植予 増反予 定戸数 定戸数 摘要  
べき土地(道路数) 反 1 1 1 1

三土地

大字 宇 地番 台帳 地目 買収 台帳面積  
産水西方三〇三ノ七 畑 原野 〇〇八 反 三二八

三〇二四ノ一 山林 山林 一〇〇  
三〇二五 山林 山林 一五九  
三〇二七ノ一 山林 畑 一三六  
三〇二八 原野 畑 一七〇〇  
三〇三〇ノ一 山林 山林 一四一五  
三〇三三ノ二 山林 宅地 〇九六  
三〇三四ノ二 山林 宅地 〇九六  
三〇三五 宅地 宅地 一〇七  
計 一〇七

一所在

鳥取県東伯郡由良町大字由良宿

二土地の利用予定の概要

農地とす(附帯地) 計 入植予 増反予 定戸数 定戸数 摘要  
べき土地(道路数) 反 1 1 1 1

三土地

大字 宇 地番 台帳 地目 買収 台帳面積  
由良宿スクモズカ 田 田 二二六 反 一、二〇〇

上スクモズカ 三九三  
ミイガヒラ 一、五八ノ一 畑 畑 二、二七  
一、五八ノ二 畑 畑 一、八七  
一、五八ノ三 畑 畑 二、七〇  
一、五八ノ四 畑 畑 二、一〇  
山林 山林 一、一〇 四、五九

一所在

鳥取県東伯郡由良町大字由良宿

二土地の利用予定の概要

農地とす(附帯地) 計 入植予 増反予 定戸数 定戸数 摘要  
べき土地 反 1 1 1 1

三土地

大字 宇 地番 台帳 地目 買収 台帳面積  
由良宿上ノヲソヲ 二〇三ノ三 山林 山林 反 六三三  
二〇七ノ四 〇二〇 六三三

二〇二四ノ二 山林 山林 一〇六  
二〇二五 山林 山林 一〇一  
二〇二七ノ一 山林 畑 一三六  
二〇二八 原野 畑 一七〇〇  
二〇三〇ノ一 山林 山林 一四一五  
二〇三三ノ二 山林 宅地 〇九六  
二〇三四ノ二 山林 宅地 〇九六  
二〇三五 宅地 宅地 一〇七  
計 一〇七

一所在

鳥取県東伯郡由良町大字由良宿

二土地の利用予定の概要

農地とす(附帯地) 計 入植予 増反予 定戸数 定戸数 摘要  
べき土地(道路数) 反 1 1 1 1

三土地

大字 宇 地番 台帳 地目 買収 台帳面積  
由良宿スクモズカ 田 田 二二六 反 一、二〇〇

一所在

鳥取県東伯郡由良町大字由良宿

二土地の利用予定の概要

農地とす(附帯地) 計 入植予 増反予 定戸数 定戸数 摘要

べき土地(代地) 計

三土地

大字 字 地番 台帳 現況 買収 台帳面積

由良宿 二千塚 三〇五ノ二 山林 山林 三、三三 三、三三

〃 〃 〃 〇五ノ三 〃 〃 一、八〇六 三、三三

一所在

鳥取県日野郡多里村大字萩原

二土地の利用予定の概要

農地とす(附帯地) 計 入植予 増反予 定戸数 定戸数 摘要

べき土地 計

〇、六八

〃 〃 〇、九八 八戸 三戸 入植済

三、土地

大字 字 地番 台帳 現況 買収 台帳面積

萩原 小瀧ノ上ミ 望 山林 原野、六六 九六

一、所在

鳥取県日野郡溝口町大字金尾谷

二、土地の利用予定の概要

農地とす(附帯地) 計 入植予 増反予 定戸数 定戸数 摘要

べき土地(代地) 計 〃 〃 一〇、三三三 一〇、三三三

三、土地

大字 字 地番 台帳 現況 買収 台帳面積

金屋谷 塚ノ下ノ二 三三 山林 〃 七〇〇六 七〇〇六

〃 〃 〃 〃 〃 三、三六 三、三六

一所在

鳥取県日野郡米澤村大字御机

二土地の利用予定の概要

農地とす(附帯地) 計 入植予 増反予 定戸数 定戸数 摘要

べき土地(道路敷) 計 七、〇〇六 七、〇〇六

三土地

大字 字 地番 台帳 現況 買収 台帳面積

御机 東山 七〇 原野 原野 三、九二九 三、〇三三

〃 〃 〃 〃 〃 一、七三三 四、三三〇

〃 〃 〃 〃 〃 一、三三五 一、六〇〇

一所在

鳥取県日野郡多里村大字萩原

二土地の利用予定の概要

農地とす(附帯地) 計 入植予 増反予 定戸数 定戸数 摘要

べき土地(道路敷) 計 一、三三七 一、三三七

三土地

大字 字 地番 台帳 現況 買収 台帳面積

萩原 山玉 六九 畑 畑、〇〇六 三、〇八

〃 〃 〃 〃 〃 六〇 山林 山林、二四 三、三

〃 〃 〃 〃 〃 三三 畑 畑 一、〇一〇 一、〇〇

〃 〃 〃 〃 〃 三三 畑 畑 一、〇一〇 一、〇〇

〃 〃 〃 〃 〃 三三 畑 畑 一、〇一〇 一、〇〇

〃 〃 〃 〃 〃 三三 畑 畑 一、〇一〇 一、〇〇

〃 〃 〃 〃 〃 三三 原野 原野、〇〇〇 〇、〇一〇



<p>五級職</p>	<p>四級職</p>
<p>8. 蚕糸職 7. 水産職 6. 林業職 5. 畜産職 4. 農業職 3. 建築職 2. 土木職 1. 一般事務職</p>	<p>8. 農業土木補助職 7. 蚕糸補助職 6. 水産補助職 5. 林業補助職 4. 農業補助職 3. 建築補助職 2. 土木補助職 1. 一般事務補助職</p>
<p>2. そのつ、度指図を受け又はあらかじめ定めた順序に従つて専門技術的な仕事の補助を行う職務で専門学校卒業程度、若しくはこれと同程度と認められる専門技術の修習又は若干の実務の経験を有し且つその職務を行うに当つては自ら新たな判断を下して行く必要がある職務。</p>	<p>1. そのつ、度指図を受け、又はあらかじめ定めた順序に従つて、専門技術的な仕事の補助を命ぜられた範囲内で行う職務でやや高い程度の修習、又はやや多い経験を要する職務。 2. そのつ、度指図を受け、又はあらかじめ定めた順序に従つて單純で定型的な書記的職務を命ぜられた範囲内で行う職務で相当の修習又は相当の経験を要する職務。</p>
<p>初任給は原則として五級一号(六、〇〇〇円)で此の外扶養家族があれば扶養手当が、又勤務地により給料と扶養手当に一定率を乗じた勤務地手当が税込額として支給されます。</p>	<p>初任給は原則として四級一号(五、四〇〇円)で此の外扶養家族があれば扶養手当が、又勤務地により給料と扶養手当に一定率を乗じた勤務地手当が税込額として支給されます。</p>

<p>六級職</p>	<p>9. 農業土木職</p>
<p>9. 農業土木職 8. 蚕糸職 7. 水産職 6. 林業職 5. 畜産職 4. 農業職 3. 建築職 2. 土木職 1. 一般事務職</p>	<p>9. 農業土木職</p>
<p>2. そのつ、度指図を受けることもあるが、主として勤務の方針等について一般的な指揮監督を受けて専門技術的な仕事の補助を行う仕事であつて、相当の専門技術の修習又は相当の経験を必要とし、且つその担当職務に関する部門についての学理又は技術についての充分な知識を要するか、又は職務を行うに当つて自ら新たな判断を下してゆく必要がある職務。そのつ、度指図を受けることもあるが、主として勤務の方針等について一般的な指揮監督を</p>	<p>1. そのつ、度指図を受けることもあるが、主として勤務の方針等について一般的な指揮監督を受けて専門技術的な仕事の補助を行う仕事であつて、相当の専門技術の修習又は相当の経験を必要とし、且つその担当職務に関する部門についての学理又は技術についての充分な知識を要するか、又は職務を行うに当つて自ら新たな判断を下してゆく必要がある職務。</p>
<p>初任給は原則として六級一号(七、六五〇円)で、この外扶養家族があれば扶養手当が、又勤務地により給料と扶養手当に一定率を乗じた勤務地手当が税込額として支給されます。</p>	<p>初任給は原則として六級一号(七、六五〇円)で、この外扶養家族があれば扶養手当が、又勤務地により給料と扶養手当に一定率を乗じた勤務地手当が税込額として支給されます。</p>

受けて、責任ある書記的事務を行う職務であつて相当の修習又は相当の経験を必要とし、且つその相当職務である限定された範囲の事項に關しての知識を必要とするか、又はその職務を行うに當つて自ら新たな判断を下して行く必要がある職務。

二、受験できる者

この試験は(1)の受験資格を有し (2)の欠格事項のいづれにも該当しない者であれば受験できます。

1. 受験資格

四級職	二級職	学歴	又は	経歴	年齢	性別
学歴は問いませんが、学校教育法による高等学校卒業程度の学力を有する者。	学歴は問いませんが、学校教育法による中学校卒業程度の学力を有する者。				昭和二十八年三月三十一日において三十五才以上二十才未満の者	男女の別を問いません
					昭和二十八年三月三十一日において十八才以上二十四才未満の者	男女の別を問いません

五級職

次の各号のうち一つに該当する者

1. 学校教育法による短期大学の卒業者又は昭和二十八年三月三十一日までに卒業見込の者
2. 旧高等学校令又は旧専門学校令による修業年限三年以上の高等専門学校卒業の卒業生
3. 学校教育法による高等学校の卒業生で卒業後昭和二十八年三月三十一日までの期間が三年に満ちる者
4. 旧中学校令、旧高等女学校令、旧実業学校令又は旧中等学校令による中等学校の卒業生又は学業四年修了者で卒業又は修了後昭和二十八年三月三十一日までの期間が、
  - イ、修業年限五年の学校卒業生にあつては五年に満ちる者
  - ロ、修業年限四年の学校卒業生又は、学業四年修了者にあつては六年に満ちる者
5. 人事委員会が(1)から(4)までに該当する者と同等以上と認めたる者

次の各号のうち一つに該当する者

1. 学校教育法による大学（短期大学を除く）の卒業生又は昭和二十八

	昭和二十八年三月三十一日において二十八才未満の者	男女の別を問いません
--	--------------------------	------------

六級職

年三月三十一日までに卒業見込の者

2. 旧大学令による大学の卒業生、又は昭和二十八年三月三十一日まで卒業見込の者

3. 旧高等学校令又は旧専門学校令による修業年限三年以上の高等専門学校卒業生、卒業後昭和二十八年三月三十一日までの期間が三年に満ちる者

4. 旧中学校令、旧高等女学校令、旧実業学校令、又は旧中等学校令による中等学校の卒業生又は学業四年修了者で卒業又は修了後昭和二十八年三月三十一日までの期間が、

イ、修業年限五年の学校卒業生にあつては八年に満ちる者

ロ、修業年限四年の学校卒業生又は学業四年修了者にあつては九年に満ちる者

5. 人事委員会が(1)から(4)までに該当する者と同等以上と認めたる者

昭和二十八年三月三十一日において二十八才未満の者、但し①②の卒業見込の者に限り年令を制限しない

男女の別を問いません

2. 欠格事項

1. 禁治産者及び準禁治産者
2. 禁こ以上の刑に処せられ、その執行を終るまで、又はその執行を受けることがなくなるまでの者

試験の方法

試験の区分	第一	筆記試験	第二	口頭試験	身体検査	身上調査
	第二	適性又は専門試験	教養試験			

補一般事務 通常の行政事務に必要な一般的常識

技術補助 土木、建築、農業、畜産、林業、水産、蚕糸、農業土木等の技術事務に必要な適性

一般事務 憲法、行政法、地方自治関係法一般、経済学大意、通常の行政事務に必要な一般的常識等

土木 数学、力学、水理学施行法、土木材料、河川、港湾、水力発電、道路、橋梁、都市計画等

3. 鳥取県において懲戒免職の処分を受け当該処分の日から二年を経過しない者

4. 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し又はこれに加入した者

三試験の区分及び方法

試験は、その対象となる職に必要なとする知識、経験、技術等に応じて、次の表の区分欄のとおり十一種に分け、この区分ごとに次の表の試験方法欄に記載する方法により行います。受験者は、この試験区分のうちの一つか一種を選ぶことができます。

建築	数学、設計、意匠、計画、計画原論、設備、建築史、建築構造、構造力学、材料力学、建築材料、法規等
農業	栽培学汎論、土壤肥料学、作物学、園芸学、植物病理学、昆虫学、植物生理学、畜産学一般、農業経済学一般、農芸化学一般等
畜産	畜産原論、家畜原論、家畜飼養学畜産製造学、化学一般、獣医衛生一般農業経済学一般等
林業	林政、森林経営、造林、森林利用、木竹工藝、林産製造、森林工学等
水産	水産生物学、水産資源学、水産海洋学、水産化学、漁撈学、水産増殖学、水産利用学、漁政等
蚕糸	蚕種学、育蚕学、応用昆虫学、蚕病学、栽桑学、製糸原料学、製糸学、織維化学、蚕糸経済論等
農業土木	農学概論、工学概論、農業水利、農地造成、土地改良、農業機械等

公務員として主として人物胸部疾患の有受験資格の有必要な一般知についての面無に重点をお無、申込書記載事項の眞否その他について身上調査を行います

備考 第二次試験は第一次試験の合格者に対して行います。

種別	日時場所	試験場	試験所	発表
	日			
第一次試験	昭和二十八年二月八日	鳥取市米子のうち試験者の希望する試験地	鳥取市東町米子西高等学校	結果発表 昭和二十八年二月下旬、県庁前に掲示するほか、合格者に通知します
第二次試験	昭和二十八年三月上旬に行いますが、日時は本人に通知します	第一次試験を受けた試験地	本人に通知します	合格発表 昭和二十八年三月中旬県公報に登載し、県庁前に掲示するほか、合格者に通知します

四試験の日時、場所及び発表

五合格から採用までの経路

それぞれの試験区分についての合格者は、その試験区分ごとの採用候補者名簿に登載されたうえ、各庁の任命権者からの請求に応じて成績順に推せんされ、そのうちから採用者が決定されます。任命権者が一般職の職員として採用しようとする場合にはすべて、この採用候補者名簿に登載されている候補者からでなければ採用できないことになつています。

名簿の有効期間は、原則として一年間となつています。

## 六、受験手続

申込用紙 請求先	申込用紙は当人事業委員会の事務局（鳥取市東町九九番地）又は次に掲げる地方事務所で交付します。 1 八頭地方事務所 八頭郡那家町 2 氣高地方事務所 氣高郡浜村町 3 東伯地方事務所 東伯郡倉吉町 4 西伯地方事務所 米子市東町 5 日野地方事務所 日野郡根雨町 申込用紙を郵便で請求する際は十円切手をはつたあて先明記の返信用封筒を必ず同封して下さい。
申込先及び 申込手 続	1 採用試験申込用紙に必要な事項を記入し、当委員会の事務局に提出のうえ、受験票を受領して下さい。 2 採用試験申込書郵送の際は、封筒の表に「○級職採用試験申込」と朱書し、十円切手をはつたあて先明記の返信用封筒を必ず同封して下さい。 ◎受領した受験票には最近六箇月以内に撮影した写真一葉（上半身脱帽正面向きのもの）をはりつけて受験当日持参して下さい。受験票のない場合は受験できません。
受付期間	昭和二十八年一月十六日から昭和二十八年一月三十一日まで（但し、執務時間内）とし、郵送の場合は昭和二十八年一月三十一日の午後五時までの着信に限り受付けます。